

# 戦前の観光政策におけるカジノの位置づけについて

On the meaning of Casino contained in the Tourism policy before W.W. II

上 田 卓 爾

Takuji UEDA

**要約：**日本にカジノが正式に設置されることになった。しかし、競馬しか公営ギャンブルのない状況下の第二次大戦前にも日本にカジノを設置しようという考えや試みがあったのである。しかもそれは大戦後の地方復興を目的とした新たな公営ギャンブルがその後も蔓延り、ギャンブル大国と化した日本にさらにカジノを導入するために、MICEなどの観光政策を隠れ蓑にしたような姑息な方法でなく、訪日外国人のための総合娯楽施設設置を考えるという、真正面から取り組んだ政策論であった。

**キーワード：**Integrated Resort (IR)、公営ギャンブル、「国際観光」

## 1. はじめに

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下IR推進法）は2013年に初めて国会に提出されたが2014年に廃案となり<sup>1</sup>、翌年再提出された<sup>2</sup>が継続審議となり、2016年12月15日に成立した<sup>3</sup>。特定複合観光施設区域整備法（以下IR実施法）は2018年に提出され<sup>4</sup>、7月20日に参議院本会議で可決成立した<sup>5</sup>。

Integrated Resort（複合観光施設、複合リゾート）と称してはいるが別称でカジノ法案と呼ばれていたごとく、刑法の「賭博及び富くじに関する罪」<sup>6</sup>に抵触するカジノを日本に合法的に設置しようとする法律である。ところで、国際観光産業振興議員連盟（IR議連、通称カジノ議連）が活動を始めたのは2010年からであるが、すでに戦前においても観光政策の一環としてカジノの設置の是非が論議されていた。本研究は現行の公営ギャンブル等に関する知見の整理を行った上で、戦前の観光政策を推進してきた国際観光局の資料をもとに、戦時体制に移り結局実現はしなかったものの、カジノが戦前の観光政策でどのように扱われていたのかを明らかにしようとしたものである。

## 2. 日本のギャンブル等に関する知見の整理

### (1) 戦前におけるカジノ設置の意見

戦前にもカジノを日本に設置しようとする意見はあった。「国際観光」第3巻第2号<sup>7</sup>は国際観光局創立5周年記念号と銘打っているだけに、同局創立以来の観光政策に関する

る様々な回顧、感想、提案が掲載されているがその中に「観光事業に関係深き朝野の名士」が寄せた記念随筆36編があり、国際観光委員会委員大谷誠夫<sup>8</sup>が「カジノを設けよ」と題して次のように述べている。「カジノは観光客の娯楽機関として必要であり又最も長く観光客を滞在せしむるものである。賭博場を公許するは悪しとの反対論もあれどカジノに足を入るゝものは日本人としては事務を執るその係員のみとし入口にて一々旅行券を検査して外国人のみを入場せしむるものなれば弊害と目すべきものはなく、欧州大陸何れの國もカジノの設けなきはない。日本に之を設置すれば江の島などは適地ではないか。<sup>9</sup>」

さらに、日本を熟知している外国人の意見も紹介されている。日魯漁業囑託のF.S.Booth<sup>10</sup>が同社社長窪田四郎へ宛てた書簡を翻訳し、「より善き日本を!」と題して外国人観光客の誘致諸施策を示唆しているのが、「紺碧の空紺碧の海此處彼處眞帆片帆繪の如くに泛ぶ瀬戸内海此の勝地の一島を選んで極東のモンテ・カルロを營み山狭の湖水地方には大小種々のボートを浮べ別荘風の瀟洒たる旅籠を建て之を山紫水明の絶景にいと美的に點綴せば如何に候はん温泉地には簡素快適の施設を整へば如何候はん」とやはりカジノの設置を提案し、「競馬の取締規則を緩和し世界の名馬を吸引するに足るものとし新設日本の大競馬場に競馬業者を誘引することゝせば如何に候はん<sup>11</sup>」と提案している。両者に共通するのはカジノであり、F.S.Boothは併せて競馬も外国人観光客の誘致材料になりうるとしているのである。

この国際観光局創立5周年記念號には、競馬以外にギャンブル等依存症対策基本法<sup>12</sup>がIR実施法に先立って成立するような今日のギャンブル大国日本の現状を想起させる公営ギャンブルが出てこないが、それは戦前には競馬以外に公営ギャンブル<sup>13</sup>がなかったことを示しているのである。

## (2) 現行公営ギャンブル等に関する知見

①現状 表-1は現行の公営ギャンブル等の一覧表である。売上高は平成29年度のデータ（太字の公営ギャンブルについては経済産業省資料、パチンコは日本遊技関連事業協会

(表-1) 公営ギャンブル等の業種別売上高・所轄官庁・根拠法令 (各種資料より上田作成)

種別	売上高(億円)	開始年度	所轄官庁	根拠法令
パチンコ	195,400 <sup>14</sup>	1948	警察庁	風俗営業取締法 <sup>15</sup>
競馬	33,002 <sup>16</sup>	1948	農林水産省	競馬法 <sup>17</sup>
競輪	6,400	1948	経済産業省	自転車競技法 <sup>18</sup>
オートレース	660	1950	経済産業省	小型自動車競走法 <sup>19</sup>
競艇	12,378	1951	国土交通省	モーターボート競走法 <sup>20</sup>
宝くじ	7,866	1948	総務省	当せん金付証票法 <sup>21</sup> ・ 地方財政法第32条 <sup>22</sup>
toto・Big	1,080	1998	文部科学省	スポーツ振興投票法 <sup>23</sup>
	(総計) 256,786			

データベース、宝くじは総務省資料、toto・Bigは日本スポーツ振興センター資料)を使用している。競馬は中央競馬と地方競馬を合算した。

## ②競馬の沿革等

戦前唯一の公営ギャンブルであった競馬の根拠法は旧競馬法<sup>24</sup>であるが、法の目的は「馬ノ改良増殖及馬事思想ノ普及ヲ圖ル」事であり、開催回数・日数は「年二回ヲ超ユルコトヲ得ス但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ年三回スルコトヲ得」・「開催ノ期間ハ毎回四日以内トス」となっていた。これは現在の中央競馬に該当するもので、地方競馬は昭和2(1927)年に「地方競馬規則」により開催できるようになったが、昭和14(1939)年に軍馬資源保護法により鍛錬馬競争に改編され、廃止された。昭和21(1946)年の地方競馬法<sup>25</sup>には目的が定められていないが、地方競馬法案が提出された第90回帝国議会の衆議院本会議において小笠原八十美は提案理由を次のように説明している。

「単に自給肥料を作るばかりでなく、動物愛に依って人情を和げ、且つ昔から『馬産地に結核なし』と言はれる程で、人情を和げて平和国家建設に役立ち、結核予防にも役立つ(中略)更に競馬は、馬券を発売することに依りまして新円を吸収し、浮動購買力を減少し、『インフレ』対策致としまして最も有効適切であります(拍手)加之馬券税の徴収に依り、国庫収入の増加を図ると共に、競馬の施行に依りまして得たる剰余金は、畜産奨励、社会事業資金等に使用せられ、国庫の負担を少くする点に付ても重大なる役割を果すのであります、更に競馬は一面に於て健全なる大衆娯楽でもあります、今や地方競馬の実施は、国民一般の熱烈なる要望でありまして、(後略)<sup>26</sup>」

その後地方競馬法は昭和23(1948)年の競馬法の制定により廃止されたのであるが、同法第3章に「地方競馬」として定められて存続することになった。

## ③競艇の沿革等

競馬以外の三種類の公営ギャンブルについてはモーターボート競走法の提案理由により説明することとしたい。それは第10国会衆議院運輸委員会で坪内八郎が次のように述べているからである。「なお、この法律案は、自転車及び小型自動車の競走と同一の仕組みで、地方公共団体がモーターボートの競走を施行し得る道を開くものでありますが、自転車及び小型自動車につきましては、おのおの自転車競技法及び小型自動車競走法に基きまして、それぞれ活発に競走が行われ、着々その目的を達成いたしております<sup>27</sup>」。

競艇の第一の目的は「日本経済の基礎となるべき海運事業の発展、すなわち造船工業の技術改善、船舶機関の性能改革をはかる(こと)」、第二の目的は「海事思想の普及宣伝と観光事業に資する(こと)」であり、効果として挙げられているのは、「地方財政に寄與するということ」である。すなわち「勝舟投票券の売上金の一部は、施行主体たる地方公共団体の収入となるのであります。(中略)要するに勝舟投票券の売上金の75%は、投票者に対する配当に充て、残額25%のうち5%は競争の運営にあたる競走会の費用に振り向け、あと20%残るわけでありましたが、そのうち3%は国庫に納入、詰まるところ施行主体たる都道府県の所得は17%となるわけでありまして。(中略)小型自動車の場合と同様

ないしちょっと少いくらいの7ないし10%くらいは、純益的な収入となると考えられます。』

観光事業に資する理由は「また競走場にはいわゆる国際観光地、またはその付近に適地も少なくありませんし、外来観光客の好みにも合いますので、観光客の娯楽としてもいささか資するところがある」というのである。現実が「観光事業に資する」という状態かどうか定かではないが、確かに競艇は他の公営ギャンブルとは異なりいち早く外国語（英語、繁体字中国語、簡体字中国語、韓国語）表記を取り入れている<sup>28</sup>。

### 3. 「国際観光」とカジノ関連記事

雑誌「国際観光」はカジノに関する記事を8件掲載している。それらと関連する新聞記事を以下に紹介する。なお、国会図書館蔵のマイクロフィッシュは非常に欠ページが多いため、欠落部分は東京大学経済学部図書館蔵の「国際観光」で補ったことを付記しておく。(1) 最初の記事は1巻2号の「モンテカルロは再生するか—憂鬱に閉された明るい南部フランスの海岸<sup>29</sup>」である。5頁にわたる長文で、文末に（ニューヨーク・タイムス日曜特輯より）とあって翻訳記事であることを示しているが、原文はThe New York Timesの1933（昭和8）年1月29日（日）第4面にあるP.J.PHILIPPARISの署名記事で、タイトルは「GLOOMY DAYS ALONG THE SUNNY RIVIERA; The Gambling Spirit Of Old Is Gone, But Monte Carlo Plans For a Rebirth<sup>30</sup>」となっており、（明るいリヴィエラの憂鬱な日々; 古きギャンブル魂は失われた、しかしモンテカルロは再生計画を練っている）程度の意味で、国際観光の訳文はいささか大仰であると言えよう。しかしながら、世界大恐慌当時のリヴィエラ<sup>31</sup>の状況と対応、何よりもこの地域のカジノの歴史が詳しく述べられており、カジノを語るうえでは不可欠な資料である。国際観光局の慧眼を示す記事であろう。（記事にない地名・人名表記については下線を付して付加した。）

「過去七十年のあいだ繁榮を續けて來た Société des Bains de mer et du Cercle des Etrangers à Monaco（モンテカルロのカジノ及びこれと聯合してゐる種々の娯樂機關の一團を正式にいふとこんな長い名稱となる）も昨年<sup>32</sup>はとうとう利益配當皆無の憂目を見た。これは正に未曾有のことだったので、憂鬱性の人達は早速飛び出して絶望の首を振りながら『モンテカルロももうおしまひだ』と觸れ廻ったものである。」から始まり、1921年から1928年頃迄にカンヌ（Cannes）、ジュアン・レ・パン（Juan-les-pins）、ニース（Nice）等、

「いはゆるコート・ダジュール（（瑠璃海岸：Côte d'Azur）の娯樂設備は遂に飽和状態を超えるやうな有様になった。」「ドーヴィル（Deauville）やル・トゥーケ（Le Touquet）は夏の間は儲け、カンヌ、モンテカルロ、ニースは冬の間は滞在者の財布を軽くした。」

こうした盛況時代から大恐慌時代が始まるや、

「かゝる次第でリヴィエラはいはゞ一瞬にして崩落し、フランソワ・ブラン（François Blanc）が作った流行はもはや影を潜めたのである。侘しくも寂れた海邊に、僅かに昔の



面影を残すものは、徒に巨大なホテルと無用のカジノと、無数の貸別荘である。痛ましいのは下宿屋の経営者で、土地を引拂はうにも資金がないために取残されてゐる。抜差しならぬ窮状は到るところ眼に映り、嗟嘆の聲は耳に入って来る。」とその惨状を述べる。この状況を打開するためにリヴィエラは、

「従来避暑地一点張りで通して来たが、関係者一同は嘆稱に値する程迅速な決議により、忽ち避暑地設備萬端が施された。巨費を計上してプールを造り、或は平調な砂濱に人工の入江を導き、更に婦人客のためには散歩用のパチャマを考案し、明月の夜には園遊會を開き、多数の酒場を増設する等大した力瘤の入れ方であった」がその結果は皮肉なことに、

「1927年のカンヌと、1932年のカンヌの間には、英國のサウスハンプトン (Southampton) と米國のコニーアイランド (Coney Island)<sup>33</sup>を比べたほどの距りが見られたのである。」

すなわち、あたかもイギリスにおいて鉄道等の発達が既成のリゾートに一般大衆を送り込んで変容せしめたのと同じ状況が出現してしまったのである。もっとも、リヴィエラがこのような状態に陥っても筆者 P.J. PHILIPPARIS は、

「流石にニースとモンテカルロは不景気風に悩まされながらも敢然として抵抗を續けてゐる。これは前者がフランス第五位の大都會として不動の産業的基礎を持つて居り、後者はまた異例の特権と健全な獨裁政體に庇護されて居るためであるが、若し現在の危機がなほ相當長く續くとすれば、これとてもどうなるか分からない。兎に角、少くともモンテカルロだけは憂鬱な時勢に遭つても徒に悲觀することなく、過去の豊富な経験と懸命の努力により、華やかなりし昔日の繁榮を取戻さうとしてゐる。」と持ち上げるのである。

モンテカルロの経営努力の例として、

「経費を節約し、赤字から脱却しようとする努力のあまり、モナコの軍隊は遂に全廢されることになったのである。」「一面において経費節減を斷行すると同時に、他の一面では不況時なるが故に収入を得るための支出が必要になった。數年前この公國は、地中海の諸所にある避暑地が急速に兼避暑地に轉向する傾向を見て、直ちに東の方フランスと境を接するあたりに立派なプールを造り、更に國際スポーツ俱樂部を建て、クリスマスの前夜公開した。また従來の入場料等を下げたのであるが、この新料金なるものはあまり安くもなかった。」つまり、他のリヴィエラ各地と異なり、一般大衆を呼び込む策は取らなかつたということが出来る。そして、

「所詮モンテカルロとモナコは最上層階級だけを吸引するのが傳統であり、當事者もその觀念を捨てないのである。彼が口にするのも厭さうに見える『よその土地』が、俗衆をいかに吸引しようと彼らは一向平氣である。たへとマム大公去り、百萬長者の滅多に出入しなくなった當今ではあつても、モンテカルロは傳統に生きなければならぬ。」としつつも、その将来については次のように悲觀的な見方を示すのである。

「しかしその盛衰は結局今後もなほバッカラやルーレットなどの賭博が行はれるか否かに懸つてゐるのであるから、將來の行路は先づ多難なものとするのが至當であらう。」

幸い、と言うべきか、当時から85年が経過した今なおカジノは生き残っており、賭博が廃れないことを証明している。

最後に近くなってから、モナコのカジノの歴史が紹介される。

「1863年、ビスマルクのためにホムブルク<sup>34</sup>から追放されたフランソワ・ブラン<sup>35</sup> (François Blanc) は更めて賭博場を開くにふさはしい地を物色して漂然モナコに現はれた。彼は3月31日の朝到着すると、直ちに34萬弗でカジノの権利譲渡を交渉し、翌日午後4時の汽船が出帆する前に諾否の御返事を承り度いと申入れた。返事は来た、出帆にも間に合った。そして早くも翌日には會社が成立した。これが現在のカジノの發端で恰度70年前の出來事である。」そして、筆者P.J.PHILIPPARISは次のように全体を締めくくっている。

「モンテカルロは將來もなほ移り變つて行くではあらうが、太陽の輝き續ける限りモンテカルロの滅びる日は決して來ないといふことである。」

日本版カジノが設置されることは確実である。しかし、景気が悪化した際にどのような措置が取られるのであろうか。内閣官房が発表した「特定複合観光施設区域に関する海外事例調査報告書<sup>36</sup>」ではシンガポール、米ネバダ州及びニュージャージー州、豪クイーンズランド州の4か所だけが調査対象となっており、モンテカルロは対象から外れている。目先の利益だけを考えるのではなく、こうした沿革も調査の対象とすべきではなかろうか。

(2) 2番目、3番目の記事は前掲2.(1)で紹介した3巻2号の國際觀光委員の大谷誠夫の隨筆「カジノを設けよ」とF.S.Boothの「より善き日本を!」である。

(3) 4番目、5番目の記事は3巻3号に掲載されている。4番目が三輪眞吉<sup>37</sup>の「カジノとクアハウス」で4頁<sup>38</sup>を割いている。文頭のカットにモンテカルロのカジノとガラ・コンサートの入場券を配している。浅草のカジノフォーリーにより「カジノ」という名が日本にはやり始めたころであるが三輪はこれを「インチキレビュー」と決めつけ、「カジノとはさういふ意味ではなく、賭博場もあればカフェーもあり、映画館、音楽室もあれば読書室、社交室もあるといふ総合的娛樂場を言ふのである。」と一蹴するのである。

カジノについては大部分がモンテカルロのガイドで、ニースとカンヌについても触れてはいるが僅か数行である。その外観については、

「海に面してテラセ<sup>マ</sup>があり、一隅に屋外演奏場があり、午後の茶を飲むに適してゐる。正面は街の本通りまでの間よく手入れされた並木と花園と芝生で美しい庭を造つてゐる。夜はこの庭や建物は全部照明される。

花園の處々にある噴水は下からの間接照明で甘い軟い光に反射して夢のやうである。左手は豪華なホテル・ド・パリの白色の建物がががちりとした落付きを見せ、その上手には最近の建築になるモダンなスポーツ俱樂部、右側にはカフェー・ド・パリ、料理の美味、それから午後の茶の時間には賭博に敗けた連中が一向悲觀した顔もしないでチゴイネルの音楽などききながら一杯のカフェーに陶然としてゐる。」内部は、

「さて正面玄関から入って内部を見よう。入口の左側に入場券の賣場があり此處でパスポートを調べ署名させられる。入場料は一回10フラン。回数券もシーズン通しの切符もある。賭博場へはモナコ國民は入場出来ず又外國人もパスポートのないもの、職業を持った未婚の婦人は入場を許可されない。

先づ廣間を抜けて行くと左側が愈々賭博場、ロココ風の豪華な部屋にルーレット臺13、4、バッカラ臺は別室に3つばかり、その他日本風のサイコロによるもの2つ位あり、ルーレットが最も一般的で最低5フランの臺と10フランの臺がある。その周圍に腰を掛け、或は立つて賭ける。この部屋の中は多數の人が血眼になって張ってゐるにも拘らず木の如き静けさである。客は年寄が多い。中には千フラン札などで思ひ切った勝負をしている人も、見受けられる。勝負に就ては色々研究して張り、定石の本など持ってゐるものもある。」

さらに歌劇場については、

「正面の突當りが歌劇場への入口となつてゐる。5百人足らずの小さな劇場ではあるが誠に氣持のよい、落付いて音楽が聴ける劇場である。シーズンには歐州の著名の音楽家は一度は此處か、ニースを訪れてゐる。」と説明されている。

クアハウス（Kurhaus）は「獨逸系諸國に於てカジノに類するもの」であるとして、「クアハウスは必ずしもカジノの模倣ではないであらう。獨逸人獨特の意圖と様式を備へてゐると思ふが勿論文明の發達達の遅れた獨逸ではラテン諸國から學んだ點が多いのでクアハウスもカジノからヒントを得たことは間違ひないであらう。

クアハウスも亦温泉地、海水浴場その他遊覽地に於ける綜合娛樂場である點カジノと同様、たゞ音楽好きの獨逸では音楽に對する施設が中心となり、ラテン系の賭博場中心と相對してゐる。」「又自然を愛する獨逸人はその周圍の施設、散歩道、庭園等ラテン諸國のそれより遙かに廣大な地をこれに充て、クアハウスを中心としてホテル、商店街等も出来てゐるかの如く感じられる。以上の如き特質を持つてはゐるがその他は大差ない。」としてバーデンバーデンとウィースバーデンのクアハウスの施設について述べている。

「バーデンバーデンのクアハウスは1824年にはじめられたがその後續々擴張せられ、その社交室、紅の間、冬庭の如きベルサイユ、サンソーシー、シエーネブルンの宮殿にも劣らぬ立派さ、劇場の外に別にコンサートルームの設けもあり、讀書室の設備も完全である。レストランの外にブドー液を飲む室も出来てゐる。

外に飲泉場（Trink halle）と共に散歩場もある。テニスコート、プール、競馬場、ゴルフ場等完備してゐることは言ふまでもない。」ただルーレットについては、

「臺數も少ないし、賭博場特異の氣分などモンテカルロなどゝは比較にならない程貧弱なものである。」としている。ウィースバーデンについてもほぼ同様の記述であり、海水浴場であるワルネミュンド、リューゲン島、ウェスターランド島、ヘリゴランド島には新設備のクアハウスがあることを述べている。さらに我國（日本）ではクアハウスを往々にして療養施設と誤解されることを指摘し、「クアハウスは綜合娛樂場で温泉療養場ではな

いといふことを明にして置きたい。」とする。さらにカジノとクアハウスを日本に設置すべきであると説く。

「私は遊覧地特に温泉場などにはぜひ必要だと思ふ。

例を熱海に採る。滞在客の娯楽設備として何があるか。散歩道路もなし、芝居、キネマともに貧弱見るに堪へず。若しここに総合娯楽場を建て、芝居、キネマ、音楽凡て一流のものが見且つ聴けるとなつたらどんなに快適であらうか。宿屋でドンチャン騒ぎをやらされて寝られぬなど、言ふ非難も減ずるであらうし、滞在客の滞在日数も増加するであらう。初めて歐米人を同地に滞在せしめることも可能となるであらう。(中略) カジノと言へば賭博場とのみ考へるためその建設に反対する向もあるが、國法が許さなければ賭博場は止めヒットラー以前の程度のクアハウス式にすればよいと思ふし、國民の風紀を害すると言っても日本人の入場を取締ればちつとも差支がないやうである。」そして、娯楽に関する日本人の氣質も次のように批判するのである。

「兎に角比較的公共設備の利用、娯楽の習慣のとぼしい日本では多少歐米と事情を異にするが、最早日本人も四疊半裡にばかり閉ぢこもらないで衆と共に楽しむ習慣を養つてもいゝではないか、とつくづく感じられてならない。」

5番目の記事がフェリチタス・フォン・レツニツエクの「春のバーデン・バーデン」で、2頁<sup>39</sup>にわたり、バーデン・バーデンの春景色を描き出している。三輪眞吉の詳細なレポートとは異なり、いかにも楽し気にクアハウスに集う人々の様子が描かれている。

編輯後記には「三輪氏の『カジノとクアハウス』はカジノ設立賛否のやかましい折柄好個の資料であり、『春のバーデン・バーデン』と共に得難き讀物であらう。」としているが、当時カジノ・クアハウスの設置に関しては話題になっていたようで、この國際觀光第3巻第3号の発行後まもなく、讀賣新聞は、

「 懷をひらく“國際ニッポン”

紅毛人だけの天國□□

大歡樂境を設置

紀州白濱を候補地に 觀光局愈よ本腰 」と題する記事<sup>40</sup>を掲載している。曰く、

「『觀光日本』の致命的な缺陷、すなはちモンテ・カルロやニース、カンヌなどのカチノ、さてはドイツのクール・ハウスのやうな一大歡樂境の設備のないことはかねてから問題となつてゐたが、國際觀光局ではいよいよ明年度の計畫として世界の觀光客を陶醉に誘ふ國際的大歡樂境の實現に乗り出すことゝなつた、

當局の案としては、この歡樂境を特別地區として隔離し、觀光外人のみに入場を許すもので温泉、海水浴場、ホテル、ダンスホール、ステージ、音樂堂、カフェー、競馬場、ゴルフリンクス、テニスコート、圖書室等を包含する綜合歡樂場とし、たゞ賭博場だけは除外する。しかして目下この設立の場所としては風光、地理、規模その他の條件から紀州白濱温泉が最も有力な候補地にあげられてゐる。觀光局ではこれが實現のため近く各方面の名士約60名に對し、



一、国際歓楽場設置の可否

一、可とすればその形式内容

一、官公私いずれの施設とすべきかの三點につき文書の照會を發し、9月20日までにその回答をまとめて直ちに特別委員會をもうけ一路邁進することゝなつてゐる、右について河崎庶務課長は語る

「国際歓楽場の設立はいよいよ機が熟したので實現することになりました、わが日本は世界に誇る温泉國だから温泉はぜひ取りいれ、もちろん日本趣味ゆたかなものにせねばならぬと思つてゐます、ただ國情がちがふので歐洲のカジノやクール・ハウスのやうな賭博場だけは除きますがそのほかの道德法規のゆるす範囲内のあらゆる娯樂設備はとゝのへ、來遊するお客様に十分満足してゐたゞき、そして財布の底を叩いてもらはうといふ次第です」

この記事の翌日の讀賣新聞は社説<sup>41</sup>で「観光客招致策に就いて」として国際観光局の政策に反対を唱えているのである。当時の観光行政の痛いところを見事に突いているが、その指摘は現代にも通ずるところがあり、とても80数年前に書かれた社説とは思われない。

「(前略) 観光日本の客が逐年増加の傾向を示してゐることはいふまでもない、近年特に著しいものがあるが、それが爲替安といふ一般的原因から來たものとしても、兎も角も來訪者が多くなって、わが國の眞の姿が世界の隅々に知れ渡ることは結構なことである。そしてこれ等の人々が年々尠からぬ金高を本土内に落して行くのであり、それが貿易外の収入として国際決済上に有力なる助けとなりつゝあるのである。この點から見れば、更に一層外客招致のために馬力をかける必要があるが、さればと云つて、金になりさへすれば、どんな儲け仕事をやつてもいゝといふ、功利一點張りの考へ方も感服出來ぬことである。(中略) それに第一、創意のない模倣が何になるかと云ひ度い、モンテ・カルロはモンテ・カルロなるが故に繁榮を見ているのであつて、それを東洋の一角にその儘移し植ゑたからとて、どれだけの効果を見られるか疑問であらう、その地理、人情、風俗等の環境にピタリと當て嵌るものが、この種の設備に對する第一の條件であらう。

宣傳下手を以て聞ゆるわが観光局が、その缺を補はんが爲めにこんな突飛な考へを持ち出したのであらうが、こんな事をする前に、もっと手近で實際的なものが残されてゐはしないか、(中略) カジノの設立なんかは、西洋人に西洋料理の御馳走をするやうなもので、永住者ならばとも角、通り一遍の観光客には有難くもあるまい、それよりも、もっと日本的なもの、個有の民族とその生んだところの文化を強調し宣傳して観光客を招致するがいゝのである。(後略)」

(4) 6番目の記事が3巻4号の「外人観光客に對する綜合娯樂場を設くべきや<sup>42</sup>」と題するもので、有識者に對するアンケートの結果36件分を実に10頁を割いて掲載している。これは上記讀賣新聞の記事中「近く各方面の名士約60名に對し、文書の照會を發し」とあつたものである。可とするもの23件、否とするもの5件、その他8件となっている。すべて記名であり、記述式回答である。回答者の内訳は男性32名、女性4名。職業別内

訳は華族1、政治家<sup>243</sup>、観光関係者<sup>544</sup>、学者4、作家11、画家3、芸術家3、演劇3、医師<sup>145</sup>、評論家1、国家主義者1、美容師1となっている。数は少ないとはいえ、アンケート実施が新聞に告知されたのが8月7日で9月20日までにまとめたものを10月1日発行誌に掲載しており、実に素早い動きであって、同号の編輯後記で「『総合娯楽場を設置すべきや』は本誌創刊以来のホームランとも稱すべきもので御回答下さった方々に改めて厚く御禮申し上げます。」と記しているだけのことはある。

これに対して現代はどうかと言えば、IR事務局が平成29年度に実施した「特定複合観光施設区域整備推進会議とりまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」に関する意見募集（パブリックコメント）は、募集期間が8月1日～31日、説明・公聴会が8月17日～29日に実施され、その結果公表が12月15日となっているのである<sup>46</sup>。1,234名から7,049件の意見を得たとする<sup>47</sup>が、素早いアクションとは言いかねる動きであり、それよりもIR推進法が成立してからパブリックコメントを求めて何に役立てようと言うのか、その神経を疑いたくなる場所である。

(5) 7番目、8番目の記事は上記3.(4)から1年が経過した5巻1号に「国際観光局調査」の特輯記事として掲載されている。この間にカジノ、クアハウスとも新設の話題は新聞紙上には出て来ていない。

7番目の記事が「クールハウスに就いて<sup>48</sup>」で5頁、8番目が「カジノに就いて<sup>49</sup>」で4.5頁を割いている。3巻3号の三輪眞吉のレポートとは順番が入れ替わっているが、基本的には両記事とも三輪の記事を敷衍したものとなっている。

「クールハウスに就いて」は建物の説明についてはヴィースバーデンを、歴史についてはバーデン・バーデンを例に取り、三輪の記事よりさらに詳細に述べている。同記事のポイントは『クールハウスと賭博問題』とする部分<sup>50</sup>である。

「賭博は療養地の発展を促進する大きな要素であり、又その収益は療養の改善や地方の税源としての公益的意味もあるので、」と前置きした上で、ヒットラー政府が1933年7月14日付の法律で公認賭博場の開設を許可した際の理由書を掲げている。すなわち、

- ①最近10年間の経験で温泉地及び療養地における賭博行為の絶滅はほとんど不可能。
- ②(賭博場開設により) 従来外国の温泉場に奪われたドイツ人の旅客をドイツ国内に引き留めることができる。
- ③(賭博場開設により) 不況に喘ぐ温泉地及び従業員の救済となる。
- ④(賭博場開設により) 新たな課税科目が見出される。また収入の大部分を公共目的に充てることができる。というものである。

「カジノに就いて」ではモンテ・カルロのカジノを取り巻く諸施設の規模等の詳細を述べた後、フランス全体のカジノの収入が激減しており、

「之を要するに、カジノ賭博は世界経済恐慌の深化と共に世界から置き去りにされつゝある、と説明を下すより致し方あるまいと思はれる。」としながらも、

「モンテ・カルロのカジノの如き贅美を盡した豪華版ならずとも、芝居、オペラ、キネ

マ、音楽等凡て一流のものが見且つ聴けるやうな、その他高級の慰樂、保養、スポーツ設備を具へた綜合娛樂場が遊覽地に是非とも必要であることはツーリスト滞在日数の減少と消費額の低下とが各國觀光事業の共通の悩みとなつてゐる今日、誰しも異論なきところであらうと信ぜられるのである。」と結んでいる。

同号の編輯後記では、「曩（先）に本誌第三卷第三號に於て、カジノとクールハウスに就て、三輪氏の勞を煩はしたことがあつたが、また本誌にこれ等の問題を取り上げた。これは敢て執拗に本問題の實現を計らうとする魂膽から出た譯ではなく、現在世界がこの種の設備を有つてゐない國が少い位であるが、わが國では之を社會の良俗に反する様に考へられ勝ちであるので、之が眞の意味を紹介する意圖にすぎない。」としているが、國際觀光局はまだカジノ設置をあきらめてはおらず、その形態はモンテカルロのようなカジノではなく、温泉施設を含めた複合型娛樂施設であるドイツのクアハウスにおける小規模なものを目指していたように思われるのである。結局、戦前にはカジノは設置されずに終わっている。

#### 4. まとめと今後の課題

上記2.でも述べたが、ギャンブル等依存症対策基本法をIR実施法に先立って成立させねばならないほど、カジノを導入する以前から日本はギャンブル大国であつた。平安末期に成立したとされる梁塵秘抄には「博打」が含まれる今様が5首ある<sup>1)</sup>。中でも息子の無事を祈る母親の心情の現れた、

「わが子は二十になりぬらん 博打してこそ歩くなれ

国々の博党に さすがに子なれば憎かなし

負かいたまふな 王子の住吉 西宮」という歌は12世紀にもギャンブル依存症が存在したことを示しており、歴史的に見ても意義あるものと言うことができる。IR推進法第2条は「『特定複合観光施設』とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」であるとするが、より観光に資するために、展示施設の中に日本の文化に根付いた賭博の歴史などを展示してみてもどうか。

#### (注)

- 1 第187回（臨時）国会が11月21日に解散となつたため。
- 2 4月28日、第189回（通常）国会。
- 3 12月26日法律第115号として公布・施行。
- 4 4月27日、第196回（通常）国会。
- 5 7月27日法律第80号として公布。施行日は交付日から起算して3年を超えない範囲において順次

政令で定められる。

6 同法第2編第23章。

第185条「賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。」

第186条「常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。」

第187条「富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。」

7 昭和10（1935）年4月発行、参考文献1)

8 都新聞社長

9 参考文献1)、pp.19-20

10 参考文献2)、p.31、72、112、176、256、287。日本生まれ。大正10（1921）年から昭和7（1932）年まで日魯漁業の監査役であった。父E.S.Boothは明治14(1881)年～大正元(1922)年までフェリス女学院校長（第2代）。

11 参考文献1)、pp.61-63

12 平成30年7月13日公布、法律第74号

13 パチンコについては1930-1942まで営業していたようである。

14 出典は日本生産性本部「レジャー白書2018」とする。年々漸減状態であるが、平成20（2008）年度売上高は28兆8,190億円となっている。

15 昭和23（1948）年7月10日公布、法律第122号

16 中央競馬27,477億円、地方競馬5,525億円

17 昭和23（1948）年7月13日公布、法律第158号

18 昭和23（1948）年8月1日公布、法律第209号

19 昭和25（1950）年5月27日公布、法律第208号

20 昭和26（1951）年6月18日公布、法律第242号

21 昭和23（1948）年7月12日公布、法律第144号

22 昭和23（1948）年7月7日公布、法律第109号

23 平成10（1998）年5月20日公布、法律第63号

24 大正12（1923）年4月9日公布、法律第47号

25 昭和21（1946）年11月19日公布、法律第57号

26 参考文献3)、昭和21（1946）年8月29日

27 参考文献3)、昭和26（1951）年3月14日

28 競馬は英語のみ、競輪は「KEIRIN GUIDE」として初心者向けに競艇と同じく4か国語表記を取り入れている。オートレースは外国語表記は皆無である。

29 参考文献4)、pp.34-38

30 [www.nytimes.com/1933](http://www.nytimes.com/1933)による

31 この場合フレンチ・リヴィエラすなわちコート・ダ・ジュールと同義と見るべきである。

32 1932年

33 ニューヨーク市ブルックリン区



- 34 国際観光の訳文では「ハムブルク」となっているが誤り。Bad Homburg v.d. Höheで、ドイツ、ヘッセン州。Wikipediaによれば「モンテカルロの母」と呼ばれる。
- 35 1806-1877、フランス人。Wikipediaによれば「ホンブルクの魔術師」、「モンテカルロの魔術師」と呼ばれたとのことである。
- 36 2015年5月26日公開。有限責任監査法人トーマツが委託を受けて調査したものである。
- 37 後の交通協力会理事長
- 38 参考文献5)、pp.22-25。最後の半頁に「カジノは儲かるか? —フランスの例—」とするコラムを載せている。
- 39 参考文献5)、pp.62-63。
- 40 参考文献6)、昭和10(1935)年8月7日7面
- 41 参考文献6)、昭和10(1935)年8月8日3面
- 42 参考文献7)、pp.48-57
- 43 神戸市長と京都市長
- 44 温泉協会、ジャパン・ツーリスト・ビューロー、マスコミ関係者
- 45 大正天皇侍医
- 46 <http://search.e-gov.jp/servlet/Public> 電子政府の総合窓口
- 47 注46 別紙1による。
- 48 参考文献8)、pp.29-33
- 49 参考文献8)、pp.34-38
- 50 参考文献8)、p.33
- 51 参考文献9)、全566首中、17・365・366・367・437。掲載したのは365番である。

#### (参考文献)

- 1) 国際観光局編(1935.4):「国際観光 第3巻第2号」、国際観光協会
- 2) 岡本信男 編(1971)、「日魯漁業経営史第一巻」、水産社
- 3) 国立国会図書館「日本法令索引」<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>
- 4) 国際観光局編(1933.4):「国際観光 第1巻2号」、国際観光協会
- 5) 国際観光局編(1935.7):「国際観光 第3巻第3号」、国際観光協会
- 6) <https://www.yomiuri.co.jp/database/kensaku/>(読売記事検索)
- 7) 国際観光局編(1935.10):「国際観光 第3巻第4号」、国際観光協会
- 8) 国際観光局編(1937.1):「国際観光 第5巻第1号」、国際観光協会
- 9) 榎克朗 校注(1979):「新潮日本古典集成 梁塵秘抄」、新潮社

